中央環境審議会総合政策部　御中

第六次環境基本計画（案）に関する意見

第六次環境基本計画（案）に関する意見を下記のとおり提出します。

1. 特定非営利活動法人ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議

代表理事　中下裕子

本件担当者　中下裕子

２．東京都江東区亀戸７－１０－１　Zビル4階

３．０３－５８７５－５４１０　kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

４．意見の該当箇所・意見・理由

**（１）第１部第１章１（１）７頁**

**＜意見＞**気候危機・生物多様性危機・汚染危機の３つの危機認識は正しいが、その認識と同時に、それらの危機間の構造認識―すなわち、汚染のない社会は、気候変動や生物多様性保全などあらゆる環境政策の基盤となるものであること―を明記すべきである。

**＜理由＞**このような構造的認識は、３つの危機回避策を統合した環境政策を創出する上で、不可欠である。第２部第３章４の（２）化学物質管理（１２３頁）においては、「汚染、気候変動、生物多様性の損失という危機は相互に密接に関連しており、統合的な方法で対処する必要がある」と記載されているが、これは化学物質管理対策と他の２つの分野の個別政策との関連性を示すにとどまり、汚染対策（化学物質管理）をあらゆる環境政策の基盤としてとらえる構造的理解が欠落している。こうした構造的認識は、第２部第３章の個別分野ごとの施策ではなく、第１部第１章の総論における根底的認識として記述されるべきである。

　　　　こうした構造的認識の欠落は、後述のように、環境政策の実施により、新たな環境汚染を招きかねない。

**（２）第１部第２章１の「徹底した省エネルギーの推進とそれを通じた環境・経済・社会の統合的向上」（６５頁～６６頁）**

**＜意見＞**住宅・建築物のＺＥＨ・ＺＥＢ化にあたっては、それに用いられる建材・断熱材等についての有害化学物質規制（表示を含む）を実施する必要がある。

**＜理由＞**このような建材・断熱材には防腐剤・防虫剤・防蟻剤・接着剤等の種々な化学物質が含まれているが、それらの中には有害性のあるものもある。高気密化によって、これらの有害化学物質の室内濃度が高くなり、シックハウス問題を引き起こすおそれがある。

**（３）第１部第２章４の「新たな木材需要の創出及び消費者等の理解の醸成促進」（９９頁）**

**＜意見＞**木材の利用拡大には賛成であるが、木材の加工等に用いられる有害化学物質の規制（表示を含む）を同時に実施する必要がある。

**＜理由＞**木材には、防腐剤・防虫剤・防蟻剤・接着剤をはじめ種々の化学物質による加工処理等が行われており、その中には有害性がある化学物質もある。特に、家具類、おもちゃ、日用品等にはこれらの加工処理が行われることが多いので、使用される有害化学物質規制の実施が求められる。

**（４）第１部第２章６の「プラスチック汚染対策」（１０９頁）**

**＜意見＞**プラスチック汚染対策には、有害化学物質の徹底管理が必須であることを明記すべきである。

**＜理由＞**プラスチックは多くの種類の化学物質からできており、その中には有害性があるものもある。それらの有害化学物質の徹底した管理を欠いたまま資源循環を行うと、製造、使用、廃棄、リサイクル等の各過程において、有害化学物質の人・環境への汚染が生じるおそれがある。有害化学物質の中には未規制のＰＯＰｓも存在するところ、それらが環境中に放出されると、後に毒性があることが判明しても、その時には回収は極めて困難であり、そのような事態を想定した未然防止策が不可欠である。

**（５）第２部第３章４の（２）の②「情報に基づく意思決定と行動を支援する･･･アクセスできる状態の確保」（１２４頁）**

**＜意見＞**「上流から下流まで及び再生段階を含めたライフサイクル全体を通じた素材・製品中の化学物質に関する情報（以下「本情報」という）の共有のさらなる促進」については大賛成だが、そのためには自主的取組みでは甚だ不十分で、法整備が不可欠である。本情報が最上流の製造者から最下流の消費者にまで伝達されるＩＴを活用した仕組みと情報提供の義務化のあり方について、関係省庁と連携し、早急に法制化を前提とする検討に着手すべきである。

**＜理由＞**循環経済社会の構築にあたっては、製品に含有される化学物質に関する情報がライフスタイル全体を通じて伝達される仕組みの構築が不可欠である。現行の家庭用品品質表示法だけでは極めて不十分であることは明らかであり、上記のような情報伝達を可能とする新たな法律の制定が早急に求められている。

**（６）第２部第３章４の（２）環境保健対策（１２５頁）**

**＜意見＞**香害等の未解明の問題に対処するための原因究明は、環境保健対策のひとつと考えられるところ、以下の問題についての原因究明を関係省庁と連携して行う必要があることを明記すべきである。

記

　　　　　①いわゆる「香害」の原因究明

　　　　　②いわゆる「発達障害児」の増加の原因としての有害化学物質の関与

　　　　　③少子化の要因のひとつとして指摘される有害化学物質の関与

**＜理由＞**「香害」、「発達障害児の増加」、「少子化危機」の要因のひとつとして、有害化学物質の関与が指摘されているが、これらの問題についてその解明を行う責任を負う部局がどこなのかは必ずしも明確にされていない。しかしながら、本案にも記載されているように、「健康被害を未然に防止し、又は不幸にして健康被害が発生した場合に速やかにその救済を図ることは、環境行政の出発点であり、最も重要な役割である」（１２５頁）ことから、環境保健対策のひとつとして、環境省が、関係省庁と連携しつつ、率先してその解明に取組むことが必要である。

**（７）第３部第１章４の（３）「土壌環境の保全」（１５９頁）**

**＜意見＞**土壌汚染対策法については、ＰＦＡＳはじめストックホルム条約で使用禁止の対象となった物質については、原則として土対法の対象物質として指定するとの方向で法改正の検討に着手することを明記すべきである。

　**＜理由＞**ストックホルム条約の対象物質についての国内法対応は、基本的に、化審法の第１種特定化学物質に指定して新たな製造・使用・輸出入禁止の措置を取ることとされている。しかし、例えばＰＦＯＳ、ＰＦＯＡ、ＰＦＨｘＳなどによる土壌汚染に対しては、特に対応する国内法の規定がなく、土対法を受け皿とするのが相当であると考える。

**（８）第３部第１章５の（１）ライフサイクル全体を通じた化学物質管理のための法的枠組み、制度的メカニズム及び能力構築（１６５頁）**

**＜意見＞**化審法の改正については、新規製造・輸出入だけでなく、①在庫・廃棄物を含む対策のあり方、②第一種特定化学物質による汚染が報告されている地域の対策のあり方、③難分解性・蓄積性の性状を有するものの、毒性について不明な部分がある化学物質についての規制のあり方、についての規定を追加する方向での検討を進めることを明記すべきである。

　　　　　また、法改正にあたっては、関係省庁のみならず、広く有識者や国民の意見を聴取すべきである。

　**＜理由＞**ストックホルム条約で規制対象となった化学物質については、原則として化審法の規制を行うこととされているが、ストックホルム条約には、在庫及び廃棄物から生ずる放出を削減し又は廃絶するための措置（第６条）など化審法に規定されていない内容も含まれている。これらも条約によって締約国に義務付けられているのであるから、国内法整備が求められていることは明らかである。従って、これらの内容を化審法に含める法改正を行うか、もしくは特別の立法措置を講じるかが必要である。そのための検討を広く国民の声を聴きながら進めることが求められる。

**（９）第３部第１章５の（３）懸念課題への対応（１６７頁）**

**＜意見①＞**ＰＦＡＳについては、一般的な国民のばく露状況の経年変化等を把握するための血中濃度調査のみならず、水質・土壌の高濃度汚染が判明している地域の住民の血中濃度調査及び健康調査を実施する必要がある。また、血中濃度についての指針値を早急に設定すべきである。

　**＜理由＞**汚染地域における血中濃度調査については、環境省は「推奨できない」としているが、住民には自らの血中濃度を知る権利があるとともに、継続的な血中濃度調査を望む者が少なくないのが実情である。健康影響のおそれの指針となる血中濃度指針値を早急に設定するとともに、汚染地域の人々の血中濃度調査及び健康管理を自治体に指導することが求められる。

　**＜意見②＞**ＰＦＡＳの在庫管理の実情を早急に把握するとともに、環境中への放出を防止し、廃棄物の適正処理を促進するために、「ＰＦＡＳ在庫・廃棄物特別措置法」（仮称）を制定すべきである。

**＜理由＞**ＰＦＡＳのさらなる暴露を防止するためには、在庫品の使用を禁止し、廃棄物の適正処理を進めることが必要である。そのためには、化審法上の措置だけでは不十分で、「ＰＣＢ廃棄物特措法」のようなＰＦＡＳ在庫・廃棄物についての特措法を早期に制定する必要がある。

以上